

これからの博物館基本方針の構成要件に関する一考察 —東近江市博物館ひと・まちづくり研究会における作成過程を通じて—

横山 幸司
(滋賀大学)

【要旨】

文部科学省では、告示「博物館の設置及び運営上の基準」（平成23年12月）により、第3条に「基本的運営方針及び事業計画」を定め、地方自治体に博物館の運営に関する基本方針や事業計画を策定することを求めているが、努力義務であり、それらが策定されている例は極めて少ないと推察される。

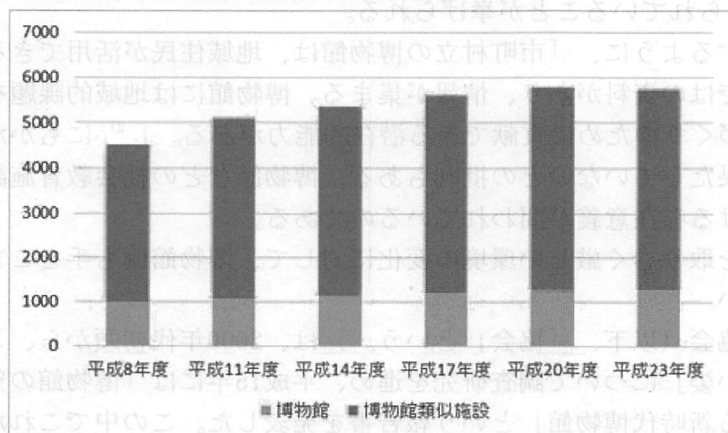
また、その構成要件についても、ひな形があるわけでもなく、各地方自治体において、まちまちであるのが現状である。

そこで、本稿では、滋賀県東近江市の博物館グループと滋賀大学社会連携研究センターとの合同研究会である「東近江市博物館ひと・まちづくり研究会」における、新しい博物館基本方針案の作成過程を通じて、現代の博物館に求められる基本方針の構成要件について考察した。

1. はじめに

平成23年度の「社会教育調査」（文部科学省）によれば、博物館の数は、全体としては前回調査時（平成20年度）を下回った。厳密には、登録博物館・博物館相当施設博物館は微増（1.1%）であったが、博物館類似施設が減少（ $\Delta 0.9\%$ ）したためである。（図1）

図1 博物館（類似施設含む）数の推移



同様に、博物館の職員数は、平成23年度調査から、調査項目に指定管理者職員が加えられたことにより、全体としては増加しているが、その内訳をみると、専任職員や非常勤職員が減少し、指定管理者職員が増加していることが顕著となった。（図2）

また、博物館の入館者数も、ピーク時（平成7年度）に比べ平成22年度間には、3.3%減少している。（図3）

図2 博物館（類似施設含む）職員数の推移

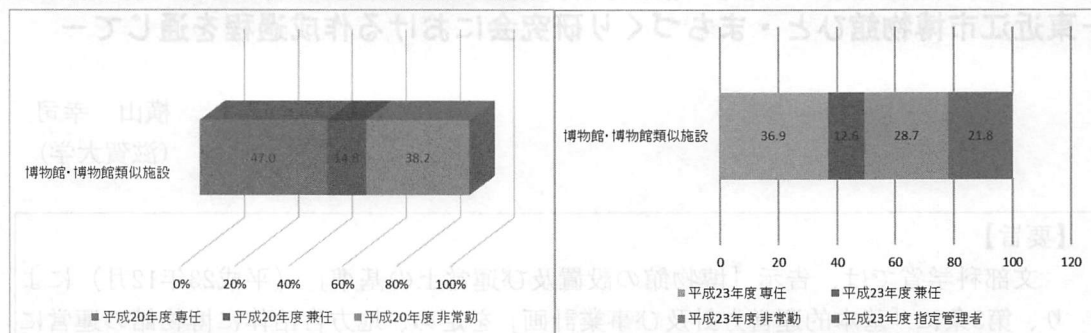
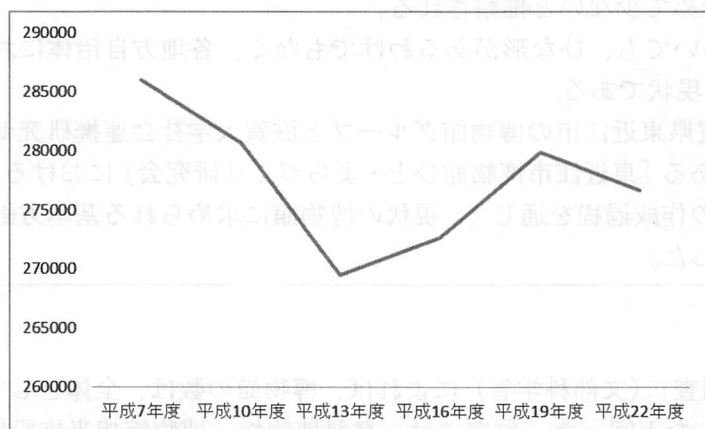


図3 博物館（類似施設含む）入館者数の推移



このような数字に明らかなように、現在、博物館を巡る環境は厳しさを増している。こうした背景には、地方自治体の財政難による生涯学習・社会教育分野への圧迫（予算・人員の削減や指定管理者制度の導入など）と生涯学習・社会教育分野に限らない公共施設の合理化・効率化¹⁾が求められていることが挙げられる。

加えて、薄井伯征が指摘するように、「市町村立の博物館は、地域住民が活用できる空間があり、その地域ならではの資料があり、情報が集まる。博物館には地域的課題を解決し、その自治体の地域づくりのために貢献できる潜在的能力がある。」²⁾にもかかわらず、その役割を十分に果たしていないとの批判もある。博物館などの社会教育施設は、今改めてその地域における存在意義が問われているのである。

しかし、こうした博物館を取り巻く厳しい環境の変化に対して、博物館側も手をこまねいて見ていたわけではない。

公益財団法人日本博物館協会（以下、「協会」という。）は、2000年代初頭から、これからの「博物館の望ましい姿」について調査研究を進め、平成15年には「博物館の望ましい姿—市民とともに創る新時代博物館」という報告書を発表した。この中でこれからの博物館が重視すべき視点として、マネジメント、コレクション、コミュニケーションの3点が掲げられた。つまり、これからの博物館はその使命（ミッション）を明確にし、開かれた博物館経営を行うことや、地域社会との連携により、資料を探求すると同時に新しい価値を創造するといった点が明確に打ち出されたのである。そして、そうした博物館像を進める具体的な手法として、協会自ら「使命・計画作成の手引き」（平成

16年度)や「自己点検システム」(平成20年度)を開発し、全国の博物館に対して、使命の策定や博物館評価の実施を促している。

こうした流れが基調となって、文部科学省では、平成20年に博物館法を改正し、第9条に「運営の状況に関する評価等」が盛り込まれた。また、平成15年6月には「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示し、第7条において「学校、家庭及び地域社会との連携等」を定め、さらに、平成23年12月には平成15年告示を全部改正し、第10条に「利用者に対応したサービスの提供」を定めるなど、地域の多様な機関・団体と連携しながら、市民の多様なニーズに貢献する博物館のあり方を求めている。³⁾

しかし、一方で、博物館が個々にどれだけ努力をしても、これまで当該自治体の中で、その政策的位置づけが弱かったのも事実である。

この点についても、薄井伯征の先行研究が興味深い。秋田県内の市町村の総合計画(実施計画)を調査したところ、博物館の館名を挙げての記載のない自治体が約半数にのぼったという。⁴⁾秋田県のみならず、全国の地方自治体で同様な状況にあると推察される。

公式統計はないが、総合計画のみならず、そもそも生涯学習や社会教育に関する基本計画でさえ策定されていない自治体が多い中で、博物館に特化した基本計画や基本構想を策定するケースは極めて少ないと推察される。

こうした実態を背景に、文部科学省では、前述の「博物館の設置及び運営上の基準」(平成23年12月)により、第3条に「基本的運営方針及び事業計画」を定め、自治体に博物館の運営に関する基本方針や事業計画を策定することを求めているが、努力義務であり、その効果は今のところ定かではない。

しかしながら、この告示が一つの契機、抛りどころとなって、全国の自治体において新たに博物館の基本方針等が策定される可能性はある。その際には、博物館は従来の主要な使命である資料の収集・保管・展示ならびに調査研究といった機能のみならず、前述の薄井伯征が指摘するように、様々な地域課題に対応した地域づくり・人づくりの拠点としての博物館の機能・役割を示していく必要があろう。

そこで、本稿では、東近江市博物館グループと滋賀大学社会連携研究センターが中心となって平成26年の4月に発足した「東近江市博物館ひと・まちづくり研究会」における博物館基本方針案の作成作業を通じて、これからの博物館運営に求められる基本方針の要件について考察することとする。

仮説としては、前述の改正博物館法や、告示の内容を踏まえ、特に、①評価システム等ミュージアム・マネジメントの手法、②多様な主体との連携・協働、③地域づくり等に貢献するシステム等、を盛り込むことがこれからの博物館基本方針の要件になると考え、それらを研究会の研究の過程で実証していくこととした。

2. 東近江市の概要

東近江市(ひがしおうみし)は、滋賀県東部に位置する市である。愛知川に沿って、鈴鹿山脈から琵琶湖岸まで東西に広い市域を持つ(県下第3位)。人口は116,143人。(平成25年12月31日現在、県下第2位)逆に、人口密度は県下19自治体中第12位、つまり、少ないほうから8番目である。財政力指数は0.71(平成23年度普通会計予算、県平均0.72)

と県平均を若干下回っている。高齢化率も、23.5%（平成26年1月1日現在）と県平均22.7%を上回って高齢化が進んでいることがうかがえる。

2005年（平成17年）2月11日に八日市市、神崎郡永源寺町、五個荘町、愛知郡愛東町、湖東町の1市4町が新設合併して誕生した。さらに2006年（平成18年）1月1日には神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町を編入し、現在の東近江市となった。

歴史的には古く、万葉の時代には額田大王と大海人皇子の相聞歌「あかねさす 紫野行き 標野行き 野守は見ずや 君が袖ふる」の舞台になり、中世以降は、市場町や門前町に連なる交通の要衝の地として栄え、近世には近江商人が活躍した。現在でも、旧五個荘町の金堂地区には近江商人屋敷と社寺からなる町並みが残っており、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているなど歴史・文化的な地域資源にあふれたまちである。

特徴的なのは、そうした風土を反映して、旧市町時代から設置され、現在の東近江市に引き継がれている博物館及び類似施設が、全部で15施設もあることである。これらの施設は東近江市の大きな財産であると同時に、合併後、公共施設の合理化が課題となっている今日、市にとって大きな負担にもなっている。

3. 東近江市の博物館を取り巻く環境

本稿の冒頭では、全国の博物館を取り巻く環境について述べたが、研究会では、東近江市の博物館を取り巻く環境について整理した。大きくは以下の4点が挙げられた。

1) 「東近江市公の施設改革計画」による方向性

平成23年8月に策定された『東近江市公の施設改革計画』において、博物館・資料館の今後の方向性が示された。

平成の市町合併を経て誕生した東近江市では、旧市町から引き継いだ多くの公共施設が存在しており、行財政改革が必須となっている。このため、当計画において、博物館・資料館グループの改革の考え方について、次の4点が示された。

- ① 行政改革推進委員会が利用度、目的達成度、東近江らしさを基準に施設の評価を行い、存続または廃止等の判断を示します。ただし、廃止とされた建物が、国、県、市の指定文化財または登録文化財の場合は、文化財として保存します。
- ② 市立博物館等の管理運営の一元化を図り、各館の連携を深めると共に効率的な運営と資源の有効活用を進めます。
- ③ 県立の平和祈念館とも連携し、多面的事業展開や集客等の相乗効果を高めます。
- ④ 市が管理すべき収蔵資料は博物館に収蔵し、地域で管理運営が可能な施設は地元自治体等に譲渡または貸与します。

具体的には、博物館ごとに、「存続」「収蔵施設として活用」「資料活用」「地元自治体に譲渡」、「地元活動団体に譲渡または貸与」などの方向性が示された。

2) 市民との協働によるまちづくり

東近江市では、合併後の平成17年度から、まちづくり推進課を設置し、協働のまちづくりの推進と市民活動団体やまちづくり協議会の支援をスタートした。各地区に、まちづくり協議会（市内の一定の地域を活動範囲とし、多様な市民の参加により当該地域の

課題解決、地域の個性を生かした魅力あるまちづくり等の活動を行うまちづくり団体で、市の認定を受けたものをいう。)の設立を進め、市民協働のまちづくりを推進している。

(平成26年度現在、14協議会)平成26年3月には「東近江市協働のまちづくり条例」を制定した。博物館においては条例以前から市民や団体との連携があるが、改めて博物館と市民協働のあり方について整理する必要がある。

3)「東近江市総合計画」による位置づけ

東近江市には市の最上位計画である『東近江市総合計画』があり、その中の「まちづくりの基本方針」には、「市民が主役となるまちづくり」「次代を担う人材を育むまちづくり」「地域の活力を生み出すまちづくり」といった項目があり、博物館が貢献できると考えられるが、博物館に関する記述は極めて少ない。『東近江市総合計画』に博物館の使命と目標を明確に位置付ける必要がある。

4) (仮称)「歴史文化基本構想」による位置づけ

現在、東近江市歴史文化振興課では、文部科学省で進められている「日本遺産」制度に応募すべく、その基準となる「歴史文化基本構想」の策定を進めている。歴史文化基本構想とは、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。東近江市博物館グループは、歴史文化を活かしたまちづくりの拠点としても、その中心的役割を担うことが期待されている。

4. 東近江市博物館グループのこれまでの動き

前節までみてきた全国や東近江市の環境の変化あるいは課題に対して、東近江市博物館グループも様々な努力を重ねてきた。主なものとして以下の5点が挙げられる。

1) 各種委員会等による提言

東近江市の発足後に、東近江市の博物館等のあり方に関して、下記のとおり、幾つかの委員会等で改革計画や提言・報告が提出されてきた。

- ① 「東近江市における文化施設のあり方に関する調査研究業務報告書」(文化政策課所管 平成20年3月)
- ② 「東近江市文化施設活性化計画報告書」(文化政策課所管 平成21年3月)
- ③ 「東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂のあり方に関する報告書」(生涯学習課所管 平成21年3月)
- ④ 「東近江市立の博物館等のあり方検討委員会報告書」(生涯学習課所管 平成22年10月)
- ⑤ 「東近江市公の施設改革計画」(行政改革課所管 平成23年8月)
- ⑥ 「東近江市の新たな博物館のあり方の検討」(生涯学習課所管 平成24年3月)

いずれも、傾聴に値する意見が出されたものの、いまだ博物館のあるべき姿に向けて具体的な実行に移せていないのが現状である。

2) ミッションの定義

使命(ミッション)の定義は、東近江市博物館グループで1年間近く協議を重ね、平成25年3月に発表した。使命は以下の3点となった。

- ① パートナリシップで文化的拠点となる博物館(集う、創る、発信する)

- ② 過去を知り、今を感じ、未来へ向かう人々を育む博物館（伝承者の育成、次代を担う人々の育成）
- ③ 東近江市の価値（ブランド）を探究する博物館（調査、収集、研究、保存、公開、活用）

3) 評価指標の研究

北海道大学の佐々木亨教授、静岡県立美術館の泰井良学芸員、三重県立博物館の北村淳一学芸員、東近江市博物館運営委員の黒岩啓子氏らと共同で博物館の評価指標について研究。（平成24年度～）

4) 人材育成システムの研究

平成25年度笹川科学研究助成（実践研究部門）を受け、「東近江市で育まれた有形・無形の先人の遺産を次代に伝え、未来のまちづくりを担う人材を育むためのシステムの構築」について研究。（平成25年度～）

5) 市民との協働展示等の開催

日頃から、博物館等を拠点として活動している市民や団体が、どのような活動を行っているのか、あるいは博物館（学芸員）がどう関わっているのかというようなことを市民に幅広く知ってもらうために、3館が統一して同時期に、「市民との協働展示」「企画展」「体験学習」、小学校と連携した「学習支援事業」等を開催。（平成25年度～）

5. 東近江市博物館ひと・まちづくり研究会の動き

前節に述べた活動に加え、平成26年度より、東近江市博物館グループは滋賀大学社会連携研究センターと標記の研究会を発足させ、これからの新たな「博物館基本方針案」の作成を目指して、研究を重ねてきた。その中で、特に、冒頭に掲げた仮説の検証にかかる部分について述べたい。

第一に、先進地視察を行い、仮説のような①評価システム等ミュージアム・マネジメントの手法、②多様な主体との連携・協働、③地域づくり等に貢献するシステム等を盛り込んだ博物館基本計画ないしは基本方針を作成しているか検証した。

視察は2館について行った。はじめに、三重県立博物館を視察した。平成26年4月に開館したばかりの館であり、博物館基本構想・基本計画も持つが、その内容で、目を引くのは、①県民・利用者との「協創」、②多様な主体との連携、③「博物館評価」などの点であり、仮説の①②について導入していることが明らかになった。

次に、松本市立博物館を視察した。松本市立博物館グループでは、①平成12年から「松本まるごと博物館構想」を策定し、市町村合併後15もある博物館群がまとまって機能を発揮している、②従来の博物館機能に加え、「地域振興」などの視点を盛り込んでいる、③平成24年に各館でそれぞれが持っていた設置管理条例を一本化した点などから、仮説の③について導入していることが明らかになった。

第二に、今回、当研究会の活動で特に留意した点でもあるが、仮説の②を実証すべく、市役所内部他課や市内のさまざまな団体・企業・個人に、博物館との連携・協働の可能性の意見聴取を実施した。その結果、博物館に対する潜在的要望やまちづくりの可能性が明らかとなった。（表1）この取り組みは、東近江市博物館グループとして初めての試

みであったが、このプロセスこそが、今まで批判の多かった社会教育施設の自前主義の克服であり、先進博物館に見られる「多様な主体との連携」、「地域振興」など他の分野にも貢献する博物館としての実践の第一歩にもなったと考えている。

表1 東近江市博物館で考えられる多様な主体との連携内容

①産業振興分野（商工会・商工会議所・商店街・企業・産業振興団体など） ・ 木地製品や梵鐘・小幡人形などの郷土の伝統文化に根ざした製品や制作技術を顕彰することで、伝統産業の復活再生し地域の特産品の掘り起しによる経済効果をもたらす。 ・ 市内の先端技術の企業を紹介し、市民が郷土の産業に誇りと活力を体感する。 ・ 郷土食伝統食や湖魚を利用した食文化を再現し、東近江ブランド（近江米・近江牛・政所茶・地酒など）の価値を明らかにし、生産と消費を促し産業を振興する。 ・ 地場の食材を活用し、食材の安全性と地産地消の社会的意義を学習する食育を進める。 ②観光文化振興分野（観光協会・文化財所有社寺・商店・自治会など） ・ 従前、埋没していた歴史遺産や民俗行事の文化的価値を明らかとし、それを活用したイベントや観光資源として掘り起し、地域活性化の起爆剤とする。 ・ 野口謙蔵、中路融人画伯や歌人米田雄郎などの質の高い芸術作品や市域に所在する重要文化財など「東近江市のほんもの」を発信する施設や情報を整備し、東近江市オンリーワンの魅力を創出して観光振興を図る。 ③まちづくり分野（まちづくり協議会・自治会・大学など） ・ 地域の魅力や文化を発信する地域学を通して、市民の連帯感や郷土愛を涵養し、自らの学びの成果を発表する機会を提供するなど学習意欲を高める。 ・ さまざまな地域課題の解決に、大学等と連携し学生に地域学習の場所を提供すると共に、地域住民と学識による地域課題の解決のための活動を後押しする。また、博物館の人的ネットワークを活用して学習会やイベントを開催する。 ④教育・健康福祉分野（小中学校・図書館・社会教育施設・医療福祉団体など） ・ 市民団体や個人の「もっと知りたい」との知的学習意欲を高め、市民自らが講師となる人材育成システムを構築し、生涯学習の循環の輪を広げる。 ・ 高齢者が、現役時代に習得した高い技術と能力を活用できる活躍の場所を提供し、社会参加と生きがいを創出する。また、民具等を活用し記憶や能力を掘り起こす回想法で高齢者の健康を増進する。 ・ 小学校社会科の郷土学習や理科・総合的な学習の単元に合わせて、市民が自らの経験や技術を生かして講師や指導者となり、小学生との異年齢交流を促進する。 ・ 歴史文化を生かしたまちづくりを目指して策定される「歴史文化基本構想」を推進するため、図書館や社会教育施設・団体と協働して普及啓発を図る。 ・ 各社会教育施設間（博物館、図書館、公民館等）の連携を強め、後述の地域学（東近江学）等を推進する。
--

6. 東近江市博物館基本方針案の概要

以上のような検証を踏まえ、東近江市博物館基本方針案を作成した。その内容について

て説明していきたい。章立ては表2のとおりである。

まず、第1章は、博物館基本構想の必要性である。第1節の「時代の要請・国の動き」は本稿で述べたような、全国的な博物館を取り巻く環境の変化と、それに対応した博物館法や告示の改正、博物館協会の取り組みなどが挙げられる。前述したように、平成23年の告示によって、「基本的運営方針及び事業計画」の策定が努力義務として求められているにもかかわらず、地方自治体の博物館の現場では、そのことに対する認識は希薄である。博物館関係者でさえ、そのような状況では、他の首長部局等ではまったく知られていないと言っているだろう。地方自治体において基本方針を定める際にまずもって押さえておかなければいけない項目である。次に、第2節の「東近江市の要請・東近江市博物館の動き」である。ここでは、本稿で述べた、「東近江市の博物館を取り巻く環境」や「東近江市博物館のこれまでの動き」が主な内容となる。ここでは、東近江市全体の総合計画やまちづくりの方針の中で、博物館が何を求められているのかといった点が重要になってくる。行財政改革への対応や市民協働のまちづくりは、全国の自治体で避けては通れない観点であろう。

第2章は、「博物館の使命と機能」である。第1節の「東近江市博物館の新使命」は、前述したように、すでに東近江市博物館グループでは、平成25年に定められている。第2節は、「基本的な機能」であるが、ここには、博物館の従来からの機能である資料の「収集」「整理保管」「調査研究」「教育普及」などが挙げられる。次の第3節は「新しく求められる機能」であるが、ここが、これからの博物館機能の大きなポイントとなる点である。すなわち、博物館が従来の社会教育分野のみならず、「市民協働」「地域自治」「観光振興」「産業振興」「福祉」などといった分野にまで、貢献できることをここで示している。そのために、前述したように、当研究会においては、時間をかけて、東近江市役所内各課及び外部の団体・機関等に赴きヒアリングを行ったのである。

第3章は「法的基盤の整備」である。内容としては「基本方針、設置管理条例の策定」を挙げている。東近江市では、前述したように、これまでも何度も各種委員会によって、提言等が行われてきたが実効性が弱かった。その理由の一つには、基本方針や設置管理条例（各館に旧市町時代からの設置管理条例はある。）というような法的基盤が弱かったこともあると考えられる。そこで、今回、博物館独自の基本方針を策定し、それを踏まえて、単なる設置管理条例ではない、新しい博物館機能を加味した中身のある博物館設置管理条例を新たに一本化して制定する方針を示した。

第4章は「博物館のマネジメント（管理運営）」である。第1節は「多様な主体との連携・協働、推進体制の整備」である。前段では、前述の表1で明らかにしたように、多様な主体との連携の可能性を明示し、後段で、従来の「博物館運営審議会」を改定して、当研究会でヒアリング調査を行った東近江市役所内各課及び外部の団体・機関等の選出委員からなる組織を設置することを盛り込んだ。

第2節は「評価システムの導入」である。三重県博物館で導入されているように、現代の博物館運営において必須のミュージアム・マネジメントの手法を今回、東近江市博物館にも導入しようというものである。前述のように、現在、同時進行で別途研究会を立ち上げ、評価指標を検討中である。

第5章は、「ソフト・ハードの整備」である。第1節の「地域学“東近江学”の提唱」、

第2節「人材育成システム」はソフトである。東近江市は15もある博物館が個々に活動を展開してきたが、これからは人員、予算とも厳しさを増していくことは明白である。15の博物館群が一体となって機能を発揮していく必要がある。その統一したツールとしても有効なのが「地域学」なのである。そして、「使命」にもあるように、これからの時代は「市民協働」、「パートナーシップ」の時代である。行政だけで、博物館を維持し、人材を育成していくことは困難である。博物館が中心となって、明日の東近江市を担う人材育成のシステムを開発していくことが望まれる。そして、単なる改修や増築では予算がつかない時代である。ハード整備には、上記のようなソフト事業によるストーリー性が極めて重要であり、ソフトとハードは表裏一体の関係で整備されていく必要がある。

7. 考察

以上のように、東近江市博物館基本方針案作成の過程を通じて、冒頭に掲げた3つの仮説はいずれも必要であることが明らかになった。最後に、仮説以外の部分も含めて、今回の東近江市博物館基本方針案から考えられる、これからの博物館基本方針策定に必要な視点をまとめたい。大きくは以下の4点を挙げたい。

第一には、現代の博物館経営の潮流に対応することである。すなわち、ミュージアム・マネジメントの考え方に基づく評価指標の導入や、企業をはじめ、地域の多様な主体との連携が挙げられる。

第二には、市の政策的位置づけへの強化である。市全体の総合計画やまちづくりの方針の中で、博物館がどのような役割を果たすのかを示すことである。また、それを踏まえた上での博物館の基本方針や設置管理条例の整備でなくてはならない。

第三には、行財政改革の荒波の中で、生き残るために、複数の館が個々に主張するのではなく、一つにまとまることによって強みを発揮すること、と同時に、そのうえでそれぞれの館の役割を再定義することである。

第四に、ハードを守るためにはソフトが重要であるという点である。社会教育施設の統廃合が迫られる中で、地域にとって必要とされる博物館は、言い換えれば、地域の住民やセクターにとっていかに有意義な事業を展開しているかにかかっているといえるのではなかろうか。

以上のような視点を踏まえた、単なるお題目ではない、実効性の伴った基本方針が今、博物館には求められているといえよう。

【注記・参考文献】

- 1) 例えば、総務省自治財政局は平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定要請」を発出し、各地方自治体に計画の策定を要請している。
- 2) 薄井伯征（大潟村干拓博物館）「日本生涯教育学会第34回大会発表資料」2013
- 3) このあたりの経緯については、佐々木秀彦「コミュニティ・ミュージアムへ『江戸東京たてもの園』再生の現場から」（2013年、岩波書店）に詳しい。
- 4) 薄井伯征「公立博物館の政策的位置づけに関する一考察」『日本生涯教育学会論集 34』日本生涯教育学会 2013、pp. 7-8

表2 東近江市博物館基本方針（案）

東近江市博物館基本方針（案）

【目次】

第1章 博物館基本方針の必要性

- 1)時代の要請・国の動き
- 2)東近江市の要請・東近江市博物館の動き

第2章 博物館の使命と機能

- 1)東近江市博物館の新使命
- 2)基本的な機能
- 3)新しく求められる機能

第3章 法的基盤の整備

- 1)基本方針、設置管理条例の策定

第4章 博物館のマネジメント(管理運営)

- 1)多様な主体との連携・協働
 - ① 産業振興分野（商工会・商工会議所・商店街・企業・産業振興団体など）
 - ② 観光文化振興分野（観光協会・文化財所有社寺・商店・自治会など）
 - ③ まちづくり分野（まちづくり協議会・自治会・大学など）
 - ④ 教育・健康福祉分野（小中学校・図書館・社会教育施設・医療福祉団体など）

・推進体制の整備

上記の分野の代表者から構成される新たな博物館運営協議会の設置

- 2)評価システムの導入

第5章 ソフト・ハードの整備

- 1)地域学“東近江学”の提唱
- 2)人材育成システム
- 3)施設の整備 4)スケジュール